

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 富士プリント(株)

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律による電子計算機の指定	(環境保全課)	三〇九
○結核予防法による医療担当機関の指定	(保健予防課)	三〇九
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	三一〇
○平成十四年度随時実施技能検定の実施	(人材育成課)	三一〇
○国土調査の成果の認証	(農地調整課)	三一〇
○土地改良区の役員の内出	(農地調整課)	三一〇
○道営土地改良事業計画の決定	(土地改良指導課)	三一三
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定	(土地改良指導課)	三一三
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	三一四
○農業振興地域の指定の一部改正	(土地改良指導課)	三一四
○家畜伝染病検査の命令(五件)	(農村計画課)	三一四
○家畜伝染病予防注射等の命令	(酪農畜産課)	三一四
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(酪農畜産課)	三一五
○公共測量の終了の通知	(治山課)	三一五
○一般競争入札の資格に関する公示	(建設部総務課)	三一六
○一般競争入札の実施	(建設部総務課)	三一六
○道路の区域の決定	(建設部総務課)	三一七
○道路の区域の変更(四件)	(道路整備課)	三一八
○道路の供用の開始(三件)	(道路整備課)	三一八
○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)	(道路整備課)	三二〇
○道路の区域の変更の一部改正	(道路整備課)	三二〇
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧	(道路整備課)	三二一
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三二二
○土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課)	三二二
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市環境課)	三二二
○都市計画事業の認可	(都市環境課)	三二三
	(公園下水道課)	三二三

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園下水道課)	三三三
○過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の一部完了	(公園下水道課)	三三四
○過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の完了	(公園下水道課)	三三四
○建築基準法による道路の指定	(公園下水道課)	三三四
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正	(建築指導課)	三三四
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正	(経理課)	三三五
	(物品管理課)	三三五

支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		三三五
道監査委員公表		
○監査公表第二号		三三六
道地方労働委員会訓令		
○北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令		三四六

告示

北海道告示第508号
 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第7項の規定に基づき北海道知事が指定する電子計算機は、独立行政法人製薬評価技術基盤機構に設置される北海道知事の使用に係る電子計算機とする。
 平成14年3月29日
 北海道知事 堀 達也

北海道告示第509号
 結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成14年3月29日
 北海道知事 堀 達也

医療機関の名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人社団アリエ	医療法人社団アリエ	函館市桔梗町372-375	平成14.1.1
又循環器科内科クリニック	又循環器科内科クリニック		

<p>イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 3,455m² (变更后) 6,599m²</p>	<p>ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p>
<p>(ア) 駐車場の収容台数 (変更前) 428台 (变更后) 331台</p>	<p>(イ) 駐輪場の収容台数 (変更前) 54台 (变更后) 97台</p>
<p>(ウ) 荷さばき施設の面積 (変更前) 447m² (变更后) 660m²</p>	<p>(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 (変更前) 24m³ (变更后) 117m³</p>
<p>エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p>	
<p>(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 開店時刻 午前10時 (年間10日午前9時) 閉店時刻 午後9時 (变更后)</p>	<p>開店時刻 午前10時 (年間70日午前9時) 閉店時刻 株式会社ムラタ及び株式会社しまむらは、午後8時 株式会社ムラタ及び株式会社しまむらを除く小売業を行う者は、午後 9時45分</p>
<p>(イ) 駐車場の自動車の出入口の数 (変更前) 6か所 (变更后) 7か所</p>	<p>(4) 変更する年月日 平成14年11月19日。ただし、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻の変更については平成14年7月1日</p>
<p>(5) 上記3の変更に係るもの以外の事項 ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>	

<p>午前8時30分から午後10時15分まで (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後8時まで</p> <p>2 届出年月日 平成14年3月18日</p> <p>3 届出書等の縦覧 (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課 北海道十勝支庁商工労働観光課 (2) 縦覧期間 平成14年3月29日(金)から7月29日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(3) 縦覧時間 午前9時から午後5時15分まで</p>	<p>北海道告示第511号</p>	<p>職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項及び北海道経済部 手数料条例(平成12年北海道条例第15号。以下「条例」という。)別表86の項の規定により、 平成14年度随時実施技能検定を次のとおり行う。 平成14年3月29日</p>	<p>北海道知事 堀 達也</p>
<p>1 実施職種 技能検定は、次に掲げる職種について行う。 3級、基礎1級及び基礎2級</p> <p>さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板 金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機 械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立 て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服 製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具 製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、 石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、 建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施 工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施 工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装 及び工業包装</p>	<p>注 随時実施の3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2</p>		

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、別途北海道職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

北海道職業能力開発協会
所在地 郵便番号 003 - 0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目

電話番号 011 - 825 - 2386

(3) 受付期間 随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、北海道職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送により請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、郵便切手160円分をはったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料（前記3の1）アに掲げる額）及び学科試験の手数料（3,100円）は、申請書を提出する際に現金で納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合、免除を受けようとする試験に係る手数料は、納付を要しない。

また、申請書を受け付けられた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合否通知書 実技試験又は学科試験の合否結果については、北海道職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証 3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、北海道知事の合格証書を交付する。

7 その他 技能検定について不明な点は、各支庁経済部商工労働観光課（後志支庁にあっては、経済部商工労働課）、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道職業能力開発協会に問い合わせること。

北海道告示第512号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の国土調査の成果を

認証した。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達也

成果の名称	調査を行った者	調査を行った地域	調査を行った期間	認証年月日
標茶町 地籍図・地籍簿	川上郡 標茶町	ルルラン・ 旭5、6丁目 の一部	平成11年4月14日から 平成14年2月4日まで	平成14. 3.18

北海道告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第161項の規定により、風連土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達也

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 住
平成14. 3. 8	理 事	又 村 武 博	上川郡風連町字西風連1830番地

北海道告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成14年4月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達也

地区名	事業の種類	縦覧場所
刈 刈	ため池等整備 [用排水施設整備]	北海道留萌支庁 更 岸 南 部
	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農業用排水、暗 きよ、区画整理）	同

北海道告示第515号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、清水町の行う土地改良（羽田桐第2地区基盤整備促進【基盤整備】（農道）事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成14年4月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達也

第 1352 号

北海道告示第 516 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年4月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	堀 達 也 所 轄 場 所
材北	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水)	北海道石狩支庁
材北	同 (区画整理)	同
西原	農免農道整備	同
中島	土地改良総合整備 [担い手育成型] (暗きよ、客土、区画整理)	同
湯川	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理、農業用排水)	北海道渡島支庁
木ノ	中山間地域総合農地防災 (農業用排水、土留工)	北海道檜山支庁
元和	一般農道整備 (過疎基幹)	同
熊石	同 (半島基幹)	同
鶯ヶ	農地保全整備 (農地保全)	同
鶯ヶ	農免農道整備	同
宇文	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、区画整理)	北海道上川支庁
東山	農免農道整備 (農業用排水、農道、暗きよ、区画整理、農地保全)	同
有明	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、区画整理)	北海道留萌支庁
苫前	農免農道整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きよ、区画整理)	同
源泉	農免農道整備 [担い手支援型] (農業用排水、暗きよ)	同
六線	防災ダム (ため池)	同
福山	湛水防除 (小規模)	北海道網走支庁
西部	農免農道整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、土層改良、暗きよ、区画整理、農用地造成)	同
相生	農免農道整備 [緊急整備型] (農道、区画整理、土層改良、暗きよ)	同
上常呂	ため池等整備 [用排水施設整備]	同
大陽	農免農道整備 (農業用排水、農道、暗きよ、土層改良)	北海道日高支庁

清瀬	中山間地域総合農地防災 (農業用排水、農用地保全)	同
荻伏	農免農道整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良)	同
福浜	農免農道整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、区画整理、暗きよ、土層改良、農用地造成)	同
干栄	土地改良総合整備 [一般型] (農業用排水、暗きよ、客土)	同
日高	土地改良総合整備 [一般型] (農業用排水、農道、暗きよ)	同

北海道告示第 517 号

平成14年北海道告示第436号 (道営土地改良事業変更計画の決定) の一部を次のように改正する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

蝶々丘の事項を削る。

北海道告示第 518 号

昭和47年北海道告示第3389号 (農業振興地域の指定) の一部を次のように改正する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部長官計画課及び関係支庁に備えて縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

- 戸井地域の事項を削る。
- 南茅部地域の事項を削る。
- 留辺蘂地域の旭地区の一部。
(縦覧に供する農業振興地域の区域を表示した図面のとおり)

北海道告示第 519 号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のブルセラ病及び結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

- 実施の目的 牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため
- 実施する区域の市町村名及び実施の期日

報 告 公 報 北

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健 衛生所長の定める日)
北 廣 島 市 町	平成14年4月8日から6月21日まで 5月2日まで
同 同 同 同	7月8日から8月23日まで
同 同 同 同	5月27日から7月31日まで
同 同 同 同	4月1日から5月31日まで
同 同 同 同	4月8日から5月24日まで
同 同 同 同	4月22日から5月31日まで
同 同 同 同	5月20日から6月21日まで
同 同 同 同	4月8日から5月10日まで
同 同 同 同	5月7日から8月16日まで
同 同 同 同	4月15日から8月23日まで
同 同 同 同	8月19日から10月4日まで
同 同 同 同	8月12日から9月27日まで
同 同 同 同	6月3日から7月19日まで
同 同 同 同	5月7日から6月7日まで
同 同 同 同	4月8日から7月26日まで
同 同 同 同	4月1日から7月19日まで
同 同 同 同	5月7日から8月2日まで
同 同 同 同	5月20日から8月2日まで
同 同 同 同	8月12日から11月1日まで
同 同 同 同	4月15日から7月31日まで
同 同 同 同	8月1日から10月11日まで

清 水 町 同	5月27日から7月26日まで
芽 更 忠 大 廣 島 市 町	4月1日から5月10日まで
同 同 同 同	6月10日から8月2日まで
同 同 同 同	4月1日から5月17日まで
同 同 同 同	7月8日から8月30日まで
同 同 同 同	4月1日から5月24日まで
同 同 同 同	6月24日から8月16日まで
同 同 同 同	6月17日から8月9日まで
同 同 同 同	5月20日から7月12日まで
同 同 同 同	7月8日から8月30日まで
同 同 同 同	4月1日から5月31日まで
同 同 同 同	4月22日から6月21日まで
同 同 同 同	5月7日から7月26日まで
同 同 同 同	4月1日から12月20日まで
同 同 同 同	5月7日から7月31日まで
同 同 同 同	4月1日から7月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のものを除く。

(4) 実施の方法
ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2(1) 実施の目的 牛のブルセラ病及び結核病の発生子防のため
2(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

北 廣 島 市 町	平成14年4月15日から7月12日まで
同 同 同 同	6月10日から7月19日まで
同 同 同 同	4月22日から5月17日まで

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

3(1) 実施の目的 馬伝染性貧血の発生子防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

函 館 市 平成14年5月13日から6月28日まで
岩 見 沢 市 同 7月22日から8月13日まで
門 別 町 同 6月3日から 14日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
競馬場のきゆう舎に入りゆうしている馬

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第523号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生子防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

由 仁 町 平成14年4月8日から8月30日まで

岩 見 沢 市 同

留 辺 蘗 町 同 4月1日から9月6日まで

清 水 町 同 6月17日から7月26日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏
4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第524号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬バネチフスの予防のための注射を受けることを命ずる。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

1 実施の目的 馬バネチフスの発生子防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

釧 路 町 平成14年4月1日から平成15年3月31日まで

厚 岸 町 同

浜 中 町 同

標 茶 町 同

弟 子 屈 町 同

阿 寒 町 同

鶴 居 村 同

白 糠 町 同

音 別 町 同

釧 路 市 同

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬バネチフスの発生地域及びその周辺地域で抗体調査等から緊急に血清注射を要する馬

4 実施の方法

(1) 注射は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 注射は、馬バネチフス血清の皮下注射とする。

北海道告示第525号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在 上川郡上川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

(2) 保安林として指定され 水源のかん養

た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除予定保安林の所在 上川郡上川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

(2) 保安林として指定され 公衆の保健

た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第526号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 作業種類 公共測量(2級基準点)

(2) 作業期間 平成13年9月14日から10月31日まで

(3) 作業地域 由仁町

2(1) 作業種類 公共測量(3級基準点)

(2) 作業期間 平成13年12月27日から平成14年3月5日まで

(3) 作業地域 滝川市

北海道告示第527号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年3月29日

1 資格及び調達をする役務の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年3月29日に一般競争入札の公告を行う北海道建設部の

複写サービスとの供給に係る契約

(2) 資 格 北海道建設部の複写サービス供給の資格(以下「資格」とい

う。)

(3) 役 務 の 種 類 北海道建設部の複写サービスとの供給

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補任人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成14年3月29日において引き続き2年以上その供給事業を営んでいること。

(6) 北海道建設部の複写サービスとの供給に関し、供給する複写機及びその付属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成14年3月29日から4月9日(土曜日及び日曜日を除く。)の

<p>午前9時から午後5時までの間にしなければならない。</p> <p>(2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。</p> <p>ア 提出先の名称 北海道建設部総務課 イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目</p> <p>5 資格審査の再申請 (1) 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者</p> <p>(2) 再申請の方法 再申請をしようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 資格は1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。</p> <p>7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。</p> <p>北海道告示第528号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年3月29日</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 北海道建設部の複写サービスの供給（その1） 複写機（白黒） 1台 イ 北海道建設部の複写サービスの供給（その2） 複写機（カラー） 2台 ウ 北海道建設部の複写サービスの供給（その3）</p>	<p>複写機（白黒・フック又は機能付き） 1台 アからウについては、それぞれの入札とする。</p> <p>(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。</p> <p>(3) 契約期間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし予算の範囲内で、平成17年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。</p> <p>(4) 履行場所 別途指示する場所</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第527号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課</p> <p>4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室 (2) 入札日時 平成14年4月15日 午後1時30分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>5 入札保証金 入札保証金は、免除する。</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>7 郵便又は電報による入札 認めないものとする。</p> <p>8 落札者の決定方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否 要</p> <p>10 その他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p>
--	--

第 1352 号

- (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを
問わず、消費税等抜き相当価格（単価及び入札総価額）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算
した合計額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道建設部総務課
イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
郵便番号 060 - 8588 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 113
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第 529 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決
定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示

北 興 真 公 報

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 間 区

東奈井江奈井江停車場線 空知郡奈井江町字奈井江町100番10地先から空知郡奈井江
町字奈井江町61番地先（一般国道12号交点）まで

旭 川 深 川 線 深川市一巳町字一巳6783番地先から
深川市一巳町字一巳6709番地先まで

鶴 川 停 車 場 線 勇払郡鶴川町末広町2丁目44の番7地先から勇払郡鶴川町
末広町2丁目35番地先（道道千歳鶴川線交点）まで

千 歳 鶴 川 線 勇払郡鶴川町末広町2丁目44の番7地先から勇払郡鶴川町
末広町2丁目144番2地先（道道千歳鶴川線交点）まで
勇払郡鶴川町花園町3丁目1番1地先から勇払郡鶴川町大
成町1丁目2番地先（一般国道235号交点）まで

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 北見美幌線
- 3 道路の区域 区

北見市大通東5丁目1番1地先から 19.00mから 182.20m
北見市桜町1丁目44番5地先まで 27.37mまで 一般国道39号にお
ける14.20mの間

北海道告示第 530 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

変更前 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所
後の別

前 9.50mから 559.01m 一般国道12号重複 北海道札幌土木現業所
18.18mまで L = 13.64m

後 17.50mから 559.01m 一般国道12号重複
37.50mまで L = 13.64m

前 27.27mから 136.48m 同
36.20mまで

後 36.20mから 136.48m
39.50mまで

前 16.00mから 122.50m 道道千歳鶴川線にお
ける9.60mの間 北海道室蘭土木現業所
50.00mまで

後 16.00mから 471.96m 道道千歳鶴川線にお
ける14.00mの間

前 14.50mから 2,131.30m 一般国道235号にお
ける53.00mの間 同

勇払郡鶴川町花園町3丁目1番1地先から勇払郡鶴川町松風町3丁目90番地先（一般国道235号交点）まで

前	5.50mから22.50mまで	569.71m	一般国道235号における11.73mの間	
前	18.00mから31.00mまで	499.27m	一般国道235号における11.67mの間	
後	5.50mから22.50mまで	569.71m	一般国道235号における11.73mの間	
後	18.00mから31.00mまで	499.27m	一般国道235号における11.67mの間	
前	8.00mから39.57mまで	691.59m		北海道留萌土木現業所
後	8.00mから39.57mまで	691.59m		
後	10.80mから72.50mまで	695.59m		
後	18.00mから61.00mまで	1,759.40m		同
前	19.00mから61.00mまで	1,759.40m		
後	19.00mから71.20mまで	1,602.26m		
後	32.60mから290.00mまで	2,679.00m		同
前	12.00mから290.00mまで	1,881.00m		
後	12.00mから257.61mまで	1,881.00m		
前	25.00mから94.00mまで	1,018.77m		同
後	37.00mから178.00mまで	938.77m		

北海道告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道路	間	変更前	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
2	路線名	上志文四条東線						
3	道路の区域			後の別				

岩見沢市東山町235番1地 先から岩見沢市東山町183 番3地先まで	前 15.40mから 18.22mまで	477.10m	—
後 15.40mから 20.04mまで	477.32m	—	—

北海道告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達也

1(1) 道路の種類 道道

(2) 路線名 豊浦洞爺線

(3) 道路の区域

区 間 変更前後の別

虻田郡虻田町字花和
208番7地先から虻
田郡洞爺村字成香
286番1地先まで

敷地の幅員 延 長

国道等との間
重 複 区 間

19.90mから
77.50mまで

一般国道230号に
おける2,311.78m
の間

19.90mから
77.50mまで

一般国道230号に
おける2,311.78m
の間

19.90mから
77.50mまで

一般国道230号に
おける2,311.78m
の間

2(1) 道路の種類 道道

(2) 路線名 滝之町伊達線

(3) 道路の区域

区 間 変更前後の別

伊達市西開内町46番
1地先から伊達市末
永町66番9地先まで

敷地の幅員 延 長

国道等との間
重 複 区 間

9.67mから
31.50mまで

一般国道37号にお
ける12.00mの間

9.67mから
45.54mまで

一般国道37号にお
ける11.60mの間

岡町236番5地先ま
で

前
16.07mから
45.54mまで

道道伊達インター
線における
1,458.40mの間

後
16.07mから
42.80mまで

一般国道37号にお
ける11.60mの間、
道道伊達インター
線における
1,458.40mの間

北海道告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達也

1 道路の種類 道道

2 路線名 北見美幌線

3 道路の区域

区 間 変更前後の別

北見市桜町1丁目44番5地
先から北見市泉町3丁目3
番5地先まで

敷地の幅員 延 長

10.80mから
13.68mまで

国道等との間
重 複 区 間

北海道告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達也

道路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
 道 道 板谷路ノ台線 中川郡中川町字板谷国有林上川北部森林管理
 署事業区39林班き小班地先から中川郡中川町
 字板谷国有林上川北部森林管理署事業区1038
 林班口小班地先まで
 平成14. 4. 1

北海道告示第 535 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示
 の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年3月29日

道路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 掘 達 也
 道 道 上猿払清浜線 宗谷郡猿払村字豊里宗谷森林管理署浜頓別事
 業所国有林1035林班ね小班地先から宗谷郡猿
 払村字豊里宗谷森林管理署浜頓別事業所国有
 林1034林班な小班地先まで
 同
 道 道 上猿払清浜線 宗谷郡猿払村字上猿払宗谷森林管理署浜頓別
 事業所国有林59林班は小班地先から宗谷郡猿
 払村字上猿払宗谷森林管理署浜頓別事業所国
 有林53林班ら小班地先まで
 同
 道 道 稚内猿払線 稚内市大字宗谷村字東浦宗谷森林管理署浜頓
 同

北海道告示第 536 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示
 の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年3月29日

道路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 掘 達 也
 道 道 北見白糠線 白糠郡白糠町上茶路東2線93番1地先から白
 糠郡白糠町上茶路東2線87番8地先まで
 平成14. 4. 1
 北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 537 号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
 更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
 2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年3月29日
 北海道知事 堀 達 也

別事業所4林班ろ小班地先から稚内市大字宗
 谷村字東浦宗谷森林管理署浜頓別事業所4林
 班チ小班地先まで

1 道路の種類 道 道
 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所
 旭川雨竜線 上川郡鷹栖町3035番23地先から
 上川郡鷹栖町5815番4地先まで
 前 10.90mから
 14.54mまで
 364.00m
 北海道旭川土木現業所

下川愛別線 上川郡下川町南町2番1地先から
 上川郡下川町南町377番地先まで
 前 18.20mから
 28.10mまで
 360.00m
 同

前 18.20mから
 28.10mまで
 360.00m
 322.50mから
 36.15mまで
 322.50m

後 22.00mから
36.15mまで

322.50m

北海道告示第 538 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 豊似広尾線
- 3 道路の区域 区

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

広尾郡広尾町字茂寄364番1地先から広尾郡広尾町字茂寄364番1地先まで	前	35.60mから125.20mまで	370.00m	—
	後	36.50mから131.90mまで	370.00m	—

北海道告示第 539 号

平成14年北海道告示第449号（道路の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

2の道路の路線名、区域及び縦覧場所の項、中幌内栗沢線の事項中「中幌内栗沢線」を「中幌向栗沢線」に改める。

北海道告示第 540 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

- 都 市 計 画 の 種 類 市 町 村 名
- 札幌圏都市計画地区計画（新川新琴似地区） 札 幌 市
- 札幌圏都市計画地区計画（丘珠藤木川西団地） 札 幌 市

札幌圏都市計画緑地保全地区	札 幌 市
富良野都市計画土地区画整理事業	富 良 野 市

北海道告示第 541 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類	市 町 村 名
札幌圏都市計画公園	江 別 市
札幌圏都市計画火葬場	札 幌 市
函館圏都市計画緑地	函 館 市
釧路圏都市計画道路	釧 路 市
釧路圏都市計画道路	釧 路 市
釧路圏都市計画公園	釧 路 市
北見都市計画道路	北 見 市
北見都市計画公園	北 見 市
白糠都市計画道路	白 糠 町

北海道告示第 542 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成14年3月29日

北海道知事 堀 達 也

1 組合の名称	新十津川町文京土地区画整理組合
2 事業所の所在地	樺戸郡新十津川町字中央17番地7
3 事業施行期間	平成9年3月21日から平成17年3月31日まで
4 施行地区	樺戸郡新十津川町字中央及び弥生
5 設立認可年月日	平成9年3月12日
6 変更の内容	役員定数の変更

7 変更認可年月日 平成14年3月22日
 北海道告示第543号
 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。
 平成14年3月29日

- 北海道知事 堀 達也
- 1 組合の名称 釧路町東陽土地区画整理組合
 - 2 事務所の所在地 釧路郡釧路町字別保原野南25線49番地
 - 3 事業施行期間 平成4年9月16日から平成14年3月31日まで
 - 4 施行地区 釧路郡釧路町字別保原野南24線、南24線東及び南25線の各一部
 - 5 設立認可年月日 平成4年9月8日
 - 6 変更の内容 事業施行期間及び資金計画の変更
 - 7 変更認可年月日 平成14年3月22日

北海道告示第544号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画を認可した。
 平成14年3月29日

- 北海道知事 堀 達也
- 1(1) 施行者の名称 旭川市
 - (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画公園事業 7・6・1号 嵐山公園
 - (3) 事業の施行期間 平成14年3月29日から平成19年3月31日まで
 - (4) 事業地 旭川市江丹別町嵐山及び上川郡鷹栖町近文9線西4号地先
 - ア 収用の部分 イ 使用の部分

- 2(1) 施行者の名称 苫小牧市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画公園事業 2・2・187号 沼ノ端北8号公園
- (3) 事業の施行期間 平成14年3月29日から平成15年3月31日まで
- (4) 事業地 苫小牧市字沼ノ端地先
- ア 収用の部分 イ 使用の部分

北海道告示第545号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
 平成14年3月29日

- 北海道知事 堀 達也
- 1(1) 施行者の名称 三笠市
 - (2) 都市計画事業の種類及び名称 三笠都市計画下水道事業 三笠公共下水道
 - (3) 事業の施行期間 昭和62年2月14日から平成21年3月31日まで
 - (4) 事業地 変更なし
 - ア 収用の部分 イ 使用の部分

昭和62年北海道告示第201号、平成7年北海道告示第1461号、平成10年北海道告示第997号、平成11年北海道告示第1114号の事業地に、三笠市唐松春光町、弥生藤枝町、弥生双葉町、弥生橋町、弥生桃山町、弥生町1丁目、弥生2丁目、弥生3丁目、弥生花園町、弥生並木町、弥生桜木町、奔別新町、奔別町、幾春別千住町、幾春別中島町、幾春別町1丁目、幾春別町2丁目、幾春別町3丁目、幾春別町4丁目、幾春別滝見町、幾春別川向町、幾春別栗丘町、幾春別山手町、幾春別錦町1丁目、幾春別錦町2丁目を加え、唐松青山町、唐松緑町、唐松1丁目において事業地を変更する。

- 砂川市
- 2(1) 施行者の名称 砂川市
 - (2) 都市計画事業の種類及び名称 砂川都市計画及び滝川都市計画事業 1 石狩川水系砂川緑地
 - (3) 事業の施行期間 平成9年7月18日から平成17年3月31日まで
 - (4) 事業地 変更なし
 - ア 収用の部分 イ 使用の部分

- 3(1) 施行者の名称 幕別町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画下水道事業 幕別公共下水道
- (3) 事業の施行期間 昭和51年1月28日から平成21年3月31日まで
- (4) 事業地 変更なし
- ア 収用の部分

呼 2 5 1 3 1 紙

イ 使用の部分 変更なし
 北海道告示第 546 号
 過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定による公共下水道の工事の一部を次のとおり完了した。
 平成 14 年 3 月 29 日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 公共下水道の名称 厚田村特定環境保全公共下水道
 - (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 厚田郡厚田村大字厚田村 25 番 2 地先から 129 番 1 地先、厚田村 157 番 1 地先から 117 番 7 地先及び 1186 番 1 地先から 1186 番 3 地先まで
 - (3) 工事の完了の日 平成 14 年 1 月 31 日

- 2(1) 公共下水道の名称 留寿都村特定環境保全公共下水道
- (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 虻田郡留寿都村字留寿都 62 番地 4 地先から 75 番地地先及び留寿都 237 番地 3 地先から 泉川 113 番地 6 地先まで
- (3) 工事の完了の日 平成 13 年 12 月 25 日

- 3(1) 公共下水道の名称 礼文町特定環境保全公共下水道
- (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 礼文郡礼文町香深トンナイ 571 - 1 地先から 1186 地先まで
- (3) 工事の完了の日 平成 13 年 12 月 20 日

北海道告示第 547 号
 過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年法律第 15 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定による公共下水道の工事を次のとおり完了した。
 平成 14 年 3 月 29 日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 公共下水道の名称 上湧別町特定環境保全公共下水道
 - (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 紋別郡上湧別町字北兵村 1 区 140 番地の 4 地先、中湧別 3018 番地の 6 地先、北兵村三区 513 番地の 2 地先、北兵村三区 535 番地地先及び中湧別 43 番地の 19 地先
 - (3) 工事の完了の日 平成 14 年 3 月 14 日

- 2(1) 公共下水道の名称 湧別町特定環境保全公共下水道
- (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 紋別郡湧別町字曙町 11 番地地先、曙町 149 番地の 2 地先
- (3) 工事の完了の日 終末処理場 紋別郡湧別町字曙町 155 番地の 3 地先
 平成 14 年 3 月 14 日

- 3(1) 公共下水道の名称 豊富町特定環境保全公共下水道
- (2) 工事内容及び工事の区域又は区間 幹線管渠 天塩郡豊富町字上サロベツ 2009 番地 6 地先から 894 番地 40 地先まで、上サロベツ 2546 番地 192 地先から 2544 番地 71 地先まで及び上サロベツ 2551 番地 1 地先から上サロベツ 2010 番地 58 地先まで
- (3) 工事の完了の日 終末処理場 天塩郡豊富町字上サロベツ 2009 番地 2 地先及び上サロベツ 2009 番地 6 地先
 平成 14 年 1 月 31 日

北海道告示第 548 号
 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり道路を指定した。
 その関係図面は、北海道建設部建築指導課、北海道十勝支庁及び音更町に備え置いて、一般の縦覧に供する。
 平成 14 年 3 月 29 日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 指 定 番 号 建指第 1221 号
 - 2 指 定 年 月 日 平成 14 年 3 月 18 日
 - 3 道 路 の 位 置
- 河東郡音更町字下音更北 4 線西 13 番 1 のうち、13 番 2 のうち、13 番 3 のうち、13 番 5 のうち、14 番 1 のうち、26 番 1
 河東郡音更町字下音更北 5 線西 14 番 1 のうち、14 番 6 のうち、14 番 17 のうち
 河東郡音更町南鈴蘭南 3 丁目 1 番 36 のうち、1 番 40、1 番 41 のうち、1 番 43 のうち、4 番 1 のうち、4 番 3 のうち、4 番 4 のうち、4 番 5 のうち、4 番 6 のうち、4 番 7 のうち、4 番 8 のうち、4 番 9、4 番 10 のうち、4 番 11 のうち、4 番 12 のうち、4 番 16 のうち、4 番 18 のうち、4 番 20 のうち、4 番 21 のうち、4 番 22 のうち、4 番 25 のうち、4 番 26 のうち、4 番 27 のうち、4 番 28 のうち、4 番 30 のうち、4 番 31 のうち、

弊 公 興 利 北

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 函館市乃木町1番405-31号 谷 信 谷 美恵子
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年2月25日 渡建指第13-12号

興 産 公 報

監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定により行った平成12年度に係る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。

平成14年3月29日

北海道監査委員 山 崎 正 隆
 北海道監査委員 岡 本 修 藏
 北海道監査委員 谷 前 田 榮 一
 北海道監査委員

第1 監査の概要

1 監査実施団体、監査実施時期及び財政的援助等の種目
 監査は、道が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体及び公の施設の管理を委託している団体等のうち120団体について、平成13年5月から平成13年12月までの間に実施した。

なお、監査実施団体の名称、監査の実施時期及び財政的援助等の種目は、別紙のとおりである。

2 監査の主眼

監査は、平成12年度における道の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 団体に関するもの

- ア 経理規程等が整備され、経理規程等に従った会計処理がなされているか。
- イ 会計処理上の管理体制は実効あるものとなっているか。
- ウ 予算の流用、更正手続及び未払金等の取扱いが適切か。
- エ 出納関係帳簿、預金通帳等の記帳、証拠書類の整備、保存が適切か。
- オ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- カ 補助事業や受託業務に係る収支の会計経理は適切か。
- キ 補助事業は、補助要綱や交付条件に従って実施されているか。
- ク 団体の支那や他の団体が行う事業が適切に実施されているか。

- ケ 事務事業が経済的、効率的かつ有効的に執行されているか。
- コ 事業内容、事業の執行方法について見直しすべき点はないか。

(2) 部局に関するもの

- ア 団体に対する財務指導が適切に行われているか。
- イ 補助事業等に係る実績などを適切に把握しているか。
- ウ 社会経済情勢の変動に伴う補助制度等の見直しを適切に行っているか。

3 監査の実施方法

- (1) 監査は、監査実施団体すべてについて、実地監査により実施した。
- (2) 監査は、道の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、提出を求めた監査資料、出納関係帳簿、預金通帳及び収入・支出関係書類等により実施した。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものは次表のとおりである。

区分	実施団体数	指摘団体数	指摘等件数	内				訳					
				指摘件数	計	事業	収入	支出	契約	財産	経理	部局	検討件数
財団法人	26	12	29	29	5	1	7	2	1	7	6		
社団法人	23	12	18	18	1	1	2	1	10	3			
学校法人	32	3	4	1	3		1		2				
社会福祉法人	7	2	4	4		1			1	2			
株式会社	10	0											
組合連合会	6	4	6	1	4	1	2	1		1			
その他	16	7	18	18	4	4	2	5	2	3			
計	120	40	79	2	76	11	2	12	10	5	22	14	1

なお、監査結果は次のとおり区分し、指摘事項については団体名を明記した。

- (1) 指摘事項
 違法又は不当な事項のうち、誤りの程度が重大なもの、著しい損害を生じているもの又は著しく妥当性を欠くもの
- (2) 指導事項
 違法又は不当な事項のうち、指摘事項までにはいたらないもの
- (3) 検討事項

財政援助の部局では正又は改善の方策等を検討する必要があると認められるもの

2 指摘事項

監査においては是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

(1) 北海道厚生農業協同組合連合会に対する院内保育所運営事業に係る補助金において、24時間保育に係る加算額の算定を誤ったことにより、補助金272万4,000円が過大受領となっていた。

(2) 学校法人旭川龍谷学園に対する私立高等学校授業料軽減事業に係る補助金において、独立した生計を営む者とみなされ、世帯の人数に含めないこととされている者を世帯の人数に加えたことにより、補助金10万8,000円が過大受領となっていた。

3 指導事項

監査においては是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。

(1) 事業の執行に関するもの

ア 道に対する補助金の実績報告書において、報告した補助対象経費の執行内容や金額に誤りがあるものや、補助事業の経費としては関連が少くないと思われるものがあった。

イ 道から受託している公の施設の管理運営業務において、受託事業費として支出しているにもかかわらず、決算時に多額の振替えを行い、当該支出に自己財源を充当しているものがあった。

ウ 団体の支部に対して交付した助成金等において、使途の確認を十分に行っていないものがあった。

エ 他団体等に間接補助として交付した助成金において、実支出額を確認して精算すべきであるが、十分な確認を行っていないものがあった。

オ 宿泊研修において、開催要領では参加者から負担金を徴することとしているが、負担金を徴しないで、研修に要する経費を全額団体が負担しているものがあった。

カ 関係業者を対象として道内各地区で実施している相談事業において、相談者数が少ないことから、事業の実施方法などについて見直しを行い、効率的な事業の執行に努めるべきものがあった。

キ 団体業務について、市役所内に団体の出張所を設け、市役所職員を団体の職員として委嘱し業務に従事させているが、経費の収支・経理状況を明らかにするために、委託のあり方を検討する必要があるものがあった。

ク 平成12年度決算において、負債の増加などにより多額の赤字が計上されており、また、含み損や未収金も増加しているなど、極めて厳しい状況にあることから、経営改善に向けて早急に今後の方向性を取りまとめる必要があるものがあった。

(2) 収入に関するもの

ア 軽費老人ホームの入居者から徴収する利用料金について、収入等に関する証明書

類を確認の上、決定することになっているが、十分な確認を行わないまま利用料金を決定しているものがあった。また、利用料金の未徴収額が多額となっているものがあった。

イ 施設の貸出しに伴う現金収入について、その額度収入として計上すべきであるが、現金を金庫に保管の上、1か月分をまとめて収入に計上しているものがあった。

(3) 支出に関するもの

ア 社会保険料について、給与支給日の翌月に支払うことになっているが、当月の給与に係る社会保険料を翌月ではなく当月に支払っているものがあった。

イ 研修会の講師等に対する旅費について、本人が負担すべき所得税の源泉徴収分を旅費規程により積算された旅費額に上乗せして支出しているものがあった。

ウ イベント講師に対する講師料について、その額を事前に決定していないものや、旅費について目的や内容を明記していないものなどがあった。

エ 留学生に交付した助成金について、その使途などを十分に確認できないものがあった。

オ 郵便切手等について、在庫数量や使用見込みを適切に把握して計画的に購入すべきであるが、年度末に購入したことなどにより翌年度に多額の繰越が生じているものがあった。

カ 職員の自家用車の借上げにおいて、その日数が勤務日数の2分の1を超えている月に、当該職員の通勤手当を交通機関利用の場合の金額で支給しているものがあった。

キ 軽易な資料作成について、業者に印刷発注しているが、団体に設置している複写機を使用することなどにより、経済的な執行が可能なものがあった。

ク 職員の時間外勤務について、年間の時間数が非常に多いことから、事務の見直しや効率的な事務処理を行うことなどにより、その縮減に努める必要があるものがあった。

(4) 契約に関するもの

ア 駐車場の管理運営業務の委託契約において、契約書の内容が実態と相違しているものや、委託業務の確認事務を適切に行っていないものなどがあった。

イ 住宅管理委託契約において、契約方法の決定や参加業者の選考などの手続が適切ではなく、また、予定価格の決定や価格の市場調査なども行っていないものがあった。

ウ 福利施設の管理運営業務の委託契約において、委託料の積算根拠が不明確なものがあった。

エ 電算処理業務の委託契約において、緊急に発注する必要があるとして1者から見積書を徴し契約しているが、適切な事業計画を策定し競争入札を行うことにより、

1352 呼

解

公

興

業

北

経済的な執行が可能なものがあった。また、契約金額が多額でかつ処理内容も複雑であるにもかかわらず、契約書等で契約内容を明確にしていないものがあった。

オ ロープロやパソコンなどの賃貸借契約において、賃借期間が長期であり、また契約金額も多額であるにもかかわらず、書面による内部決定を行わずに契約しているものがあった。

カ パソコンの購入等において、会計規程では2者以上の業者から見積書を徴して比較検討し有利な契約を行うものと規定しているが、1者のみから見積書を徴し契約しているものがあった。

キ 道路改良舗装工事において、土工に2トン級ブルドーザを使用しているが、当該建設機械の運搬にかかる経費が計上されておらず、過少積算となっているものがあった。

ク 道路改修工事において、工期が11月1日から3月31日までの冬期間にまたがる場合は現場管理費を補正することになっているが、この補正が行われていないものがあった。

(5) 財産管理について
 ア 道から使用許可を受けている建物の管理において、独自財源で冷房装置などを設置しているが、書面による道の許可を得ていないものがあった。

イ 現金の管理において、金銭出納帳への記帳が漏れているものや、金銭出納帳の残高と手元現金の突合を行っていないなど、適切な管理を行っていないものがあった。また、賃金の支払の際、翌月に支払う所得税や社会保険料なども預金口座から引き出し、実際に支払うまで現金で保管しているものがあった。

ウ 販売用のコンサートチケットについて、金券に準じた管理が必要であるが、発券枚数や招待券の配付先について記録管理した正式な書類が作成されていないなど、適切な管理を行っていないものがあった。

エ 郵便切手について、多額の切手を購入しているにもかかわらず、郵便切手管理簿等による適切な在庫管理を行っていないものがあった。

(6) その他団体の経理等に関するもの
 ア 財団法人や社団法人等の予算について、年度開始前に予算を決定しないまま執行していたり、予算の補正又は流用の手続を行わずに予算額を超えて支出しているものなどがあった。

イ 収支計算書において、収支差額がゼロとなっているが、団体の事業内容や財政規模から考えて不自然であり、当該年度の収支を正確に反映した収支計算書を作成しているとはいえないものがあった。また、一部の事業について大科目のみで処理しており、当該事業に占める人件費の執行額が把握できないものがあった。

ウ 道から受託している公の施設の管理において、予算書及び収支計算書の記載が十

分でなく、受託事業に係る予算額や決算額が把握できないものがあった。

エ 団体の決算について、企業会計に準じた会計処理を早急に行うとともに、事業別収支状況の把握、決算内容の公表などに積極的に取り組む必要があるものがあった。

オ 財団法人や社団法人の会計事務において、複式簿記ではなく単式簿記で処理しているものや、貸借対照表や財産目録など必要な決算書類を作成していないもの、固定資産の管理が適切に行われていないものなど、公益法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行っていないものがあった。

カ 学校法人の会計事務において、保育料収入の受入れや人件費の支出などで、伝票を作成しないまま元帳に記帳しているなど、学校法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行っていないものがあった。

キ 社会福祉法人の会計事務において、決算を適切に行っていないことや、一部会計伝票を作成していないこと、寄付金の受入事務を適切に行っていないことなど、社会福祉法人会計基準に基づいた適切な会計処理を行っていないものがあった。

ク 団体の会計事務において、給与支給日に所得税や社会保険料などを引き出し別の預金口座に入金しているものや、特に必要と認められないのに同一の銀行に複数の口座を開設しているものがあった。

ケ 団体の借入金について、資金が不足する場合には金融機関からの借入れで対処すべきであるが、職員から一時借入れを行っているものがあった。

コ 団体の経理において、一部の事業について、事業を執行する課が会計事務もしているが、内部牽制機能を働かせるために、会計事務については総務課で一元的に処理すべきものがあった。

(7) 道の部局に関するもの
 ア 団体に対する貸付金の交付において、算出根拠が明らかでないもの、対象事業が重複しているもの、貸付要綱の内容が不十分なものなどがあった。

イ 公の施設の管理委託に係る実績報告書について、その内容が委託事業に係る処理状況の確認を行うためには不十分なので、内容が確認できる書類を添付させるなど改善を図るべきものがあった。

ウ 公の施設の管理委託に係る経費について、四半期ごとに支出しているが、団体では相当額の資金が滞留している状況にあることから、団体の支払計画及び資金状況を的確に把握し、必要額を毎月支出するなど資金滞留が生じないよう改善すべきものがあった。

エ 公の施設の管理を委託している団体において、受託事業費として支出しているにもかかわらず、決算時に多額の振替えを行い、当該支出に自己財源を充当しているものがあることから、多額の振替えが生じている原因となるべき支出及び委託料の積算内訳を精査し改善すべきものがあった。

才 補助金の実績報告書において、報告された補助対象経費の執行内容や金額に誤りがあるものや、補助事業の経費としては関連が少くないと思われるものなどがあることから、提出書類の適切な記載などについて団体を指導すべきものがあった。カ 道が出資している団体において、平成12年度決算で多額の赤字が計上されており、また、含み損や未収金も増加しているなど、極めて厳しい状況にあることから、経営改善に向けて早急に今後の方向性の取りまとめを行うべきものがあった。キ 軽費老人ホームを運営する社会福祉法人において、財務事務の処理が不適切であることや、入居者が定員を大幅に下回っていること、入居者から徴収する事務費の手続が適切でないなどの課題が多く見られることから、健全な運営が行われるよう指導に努めるべきものがあった。ク 財団法人や社団法人の会計事務において、予算を超えた支出をしていたり、会計処理を適切に行っていないものなどがあることから、公益法人会計基準に基づく適切な予算執行及び会計処理を行うよう指導すべきものがあった。

4 検討事項

監査において是正又は改善のために部局に検討を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 補助金の交付事務に関するもの

地域の診療所等への医師派遣において、派遣日数に応じて当該団体に補助金を交付しているが、同一日の午前と午後で別の医師を派遣するような場合に、それぞれの医師についての派遣日数を1日とし、合計2日として算定しているが、補助金の効率的な執行の観点から、このような場合には合計で1日として算定する方法を検討する必要があるものがあった。

(別紙)

監査実施団体、監査実施時期及び財政的援助等の種目

監査実施団体	監査実施時期	財政的援助等の種目
中国北方航空公司 札幌支店	平成13年5月14日	補助金 新千歳空港国際航空定期便就航促進奨励事業
社団法人北海道漁船海難防止・水難救済センター	平成13年5月15日	補助金 (1) 漁船海難防止対策事業 (2) 水難救難活動促進事業
北海道職業能力開発協会	平成13年5月15日	補助金 (1) 民間職業能力開発促進事業 (2) 職業能力開発推進者講習事業

北海道農業構造改善推進協議会	平成13年5月16日	補助金 経営構造対策推進事業	17,232,000円
財団法人北海道生涯学習協会	平成13年5月23日	1 補助金 社会教育活動促進事業 2 出資	21,125,731円 10,000,000円
財団法人北海道海外協会	平成13年5月25日	補助金 北海道海外協会事業推進事業	30,261,108円
社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会	平成13年6月5日	補助金 (1) さけ・ます増殖効率化推進対策事業 (2) さけ・ます増殖施設特別整備事業	244,710,070円
学校法人白水学園	平成13年6月6日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	32,310,000円
学校法人札幌北斗学園	平成13年6月7日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業	308,550,000円
学校法人函館ラ・サール学園	平成13年6月7日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 私立中学校管理運営事業	269,256,000円
学校法人真宗大谷学園	平成13年6月8日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	56,800,000円
株式会社旭川産業高度化センター	平成13年6月11日	補助金 (1) 関連機関支援強化事業 (2) 地場産業等活性化事業 (3) 地域産業支援センター整備事業 (4) 旭川産業高度化センター補助事業	26,542,565円
社団法人札幌市医師会	平成13年6月12日	補助金 看護婦等養成事業	43,643,000円
学校法人旭川龍谷学園	平成13年6月12日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業	327,811,000円

東日本海フェリー株式会社	平成13年6月12日	補助金 離島航路旅客定期航路事業	43,925,860円
財団法人北海道長寿社会振興財団	平成13年6月13日	1 補助金 明るい長寿社会づくり推進事業 2 出資	33,672,000円 10,000,000円
社団法人北海道雇用開発協会	平成13年6月13日	補助金 北海道雇用開発協会運営事業	10,789,352円
学校法人旭川緑が丘学園	平成13年6月13日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	21,130,000円
財団法人北海道高齢者問題研究協会	平成13年6月14日	1 補助金 北海道高齢者問題研究協会運営事業 2 出資	33,200,896円 10,000,000円
北の舞台芸術祭実行委員会	平成13年6月14日	負担金 北の舞台芸術祭開催負担金及び北海道舞台塾開催負担金	40,000,000円
北海道交通安全指導員連絡協議会	平成13年6月18日	補助金 交通安全指導促進事業	17,610,000円
社団法人北海道コミュニケーション運動協会	平成13年6月19日	補助金 (1) 道民運動推進事業 (2) 資源リサイクル道民運動事業	85,128,428円
パシフィック・ミュージック・フェスティバル組織委員会	平成13年6月19日	補助金 芸術文化事業	50,000,000円
財団法人北海道文学館	平成13年6月20日	1 出資 2 公の施設の管理委託 北海道立文学館管理運営業務	10,000,000円 234,590,295円
社団法人北太平洋地域研究センター	平成13年6月20日	補助金 北太平洋地域センター事業	26,395,000円
アグロ技術株式会社	平成13年6月21日	補助金 創造的中小企業技術開発事業	29,986,000円
学校法人寒学園	平成13年7月2日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	35,740,000円

学校法人西岡学園	平成13年7月3日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 交通通対策事業	276,887,000円
財団法人北海道演劇財団	平成13年7月4日	補助金 地域文化ネットワーク形成促進事業	14,000,000円
財団法人北海道環境財団	平成13年7月5日	1 補助金 (1) 北海道環境財団補助事業 (2) ストツナ・ザ・温暖化推進事業 2 貸付金 北海道環境財団貸付事業 3 出資	116,425,779円 1,255,748,650円 30,000,000円
財団法人オホーツク地域振興機構	平成13年7月5日及び6日	1 補助金 (1) 農業地域産業複合化活動促進事業 (2) ウェルカムオホーツク運動推進事業 (3) 地域食品加工技術センター運営事業 (4) 関連機関支援強化事業 2 出資 3 公の施設の管理委託 地域食品加工技術センター運営事業	61,410,910円 450,000,000円 33,353,048円
財団法人北海道勤労者信用基金協会	平成13年7月6日	1 貸付金 勤労者福祉資金貸付事業 2 損失補償 北海道勤労者信用基金協会損失補償事業 3 出資	2,432,313,000円 14,573,453円 200,000,000円
社団法人留萌地域人材開発センター運営協会	平成13年7月9日	補助金 (1) 地域人材開発センター運営事業 (2) 事業内職業訓練事業	22,930,790円
学校法人札幌学園	平成13年7月10日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	30,500,000円
学校法人泉学園	平成13年7月10日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	17,940,000円
社団法人北洋開発協会	平成13年7月11日	出資	50,000,000円

社団法人旭川市医師会	平成13年7月11日	補助金 看護婦等養成事業	44,624,000円
沿岸バス株式会社	平成13年7月11日	補助金 (1) 2種生活路線維持事業 (2) 第3種生活路線運行事業 (3) 地方バス安全運行対策事業 (4) 地域生活バス路線運行事業	173,257,000円
財団法人アィヌ文化振興・研究推進機構	平成13年7月12日	1 補助金 アィヌ文化振興・研究推進機構事業費補助事業 2 出資	358,465,000円 90,000,000円
学校法人旭川大学	平成13年7月12日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 私立幼稚園管理運営事業 (4) 私立学校特殊教育対策事業 (5) 私立専修学校等管理運営事業 (6) 私立大学等設備整備事業	442,336,500円
学校法人旭川カトリック学園	平成13年7月13日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	220,780,000円
函館バス株式会社	平成13年7月16日	補助金 (1) 第2種生活路線維持事業 (2) 地方バス安全運行対策事業	423,175,000円
学校法人桔梗学園	平成13年7月17日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	33,090,000円
学校法人十條ひまわり学園	平成13年7月17日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	25,630,000円
北海道漁業信用基金協会	平成13年7月17日	1 補助金 漁業担い手活性化資金融通助成事業 2 利子補給 漁業経営改善促進資金融通事業 3 出資	706,141円 2,860,478円 1,731,200,000円
財団法人北海道暴力追放センター	平成13年7月18日	1 補助金 財団法人北海道暴力追放センター運営事業	15,000,000円

阿寒バス株式会社	平成13年7月18日	業 2 出資	1,021,717,000円
北海道国民健康保険団体連合会	平成13年7月19日	補助金 (1) 健康管理対策事業 (2) 北海道国民健康保険診療報酬審査委員会運営事業 (3) 国民健康保険高額医療費共同事業 (4) 介護保険苦情処理事業	1,715,951,000円
エアー北海道株式会社	平成13年8月6日	補助金 離島航空路線維持対策事業	13,694,000円
学校法人野又学園	平成13年8月7日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 私立幼稚園管理運営事業 (4) 私立学校等管理運営事業 (5) 私立大学等設備整備事業 (6) 看護婦等養成事業 (7) 歯科衛生士養成臨床実習事業 (8) 結核予防事業	674,654,664円
恵庭市黄金土地区画整理組合	平成13年8月7日	1 補助金 組合士地区画整理事業 2 交付金 組合士地区画整理事業 3 貸付金 士地区画整理組合貸付金事業	495,010,000円 45,540,000円 32,000,000円
財団法人北海道埋蔵文化財センター	平成13年8月8日	1 補助金 文化財保存整備事業 2 出資 公の施設の管理委託 3 北海道立埋蔵文化財センター管理運営業務	4,600,000円 10,000,000円 145,388,127円

社会福祉法人侑愛会	平成13年8月8日	1 補助金 81,478,154円 (1) 社会福祉施設整備事業 (2) 社会福祉施設産休等代替職員設置事業 (3) 心身障害児(者)療育等支援施設事業 (4) 知的障害者地域援助センター活動事業 (5) 知的障害者福祉ホーム運営事業 (6) 知的障害者グループホーム環境改善事業 (7) 知的障害者福祉工場運営事業 (8) 結核予防事業 2 利子補給 1,339,478円 民間社会福祉施設整備資金利子補給事業
財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	平成13年8月9日	1 補助金 903,530,556円 (1) 財団法人新千歳空港周辺環境整備財団運営事業 (2) 住宅防音等対策助成事業 (3) 新千歳空港周辺地域振興基金造成事業 2 貸付金 1,161,900,000円 新千歳空港周辺地域振興事業運用資金貸付金 3 出資 27,000,000円
学校法人北海道龍谷学園	平成13年8月9日	補助金 250,402,288円 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 結核予防事業
余市町黒川第一土地区画整理組合	平成13年8月10日	1 補助金 190,371,000円 組合同地区画整理事業 2 交付金 178,200,000円 組合同地区画整理事業 3 貸付金 32,000,000円 土地区画整理組合貸付金事業
学校法人札幌昭和学園	平成13年8月21日	補助金 33,060,000円 私立幼稚園管理運営事業
美瑛町本通土地区画整理組合	平成13年8月21日	補助金 69,170,000円 組合同地区画整理事業

社会福祉法人札幌緑花会	平成13年8月22日	1 補助金 49,699,560円 (1) 障害児施設機能強化事業 (2) 重症心身障害児(者)通園事業 (3) 社会福祉施設産休等代替職員設置事業 2 利子補給 967,792円 民間社会福祉施設整備資金利子補給事業
社会福祉法人福寿会	平成13年8月22日	補助金 213,475,036円 (1) 社会福祉施設整備事業 (2) 軽費老人ホーム運営事業
北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	平成13年8月22日	補助金 85,759,125円 (1) 公衆浴場経営安定対策事業 (2) 公衆浴場老人等開放促進事業 (3) 公衆浴場設備整備事業 (4) 公衆浴場確保対策事業
財団法人北海道職員互助会	平成13年8月23日	補助金 632,583,000円 北海道職員互助会運営事業
北海道農業共済組合連合会	平成13年8月23日	補助金 528,712,000円 農業災害補償事業
学校法人北海学園	平成13年9月3日	補助金 579,227,400円 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 私立大学等設備整備事業 (4) 結核予防事業
学校法人帯広わかば学園	平成13年9月4日	補助金 31,290,000円 私立幼稚園管理運営事業
北海道信用保証協会	平成13年9月4日	1 貸付金 359,775,931,000円 (1) 中小企業振興資金貸付金 (2) 中小企業経営安定特別資金貸付金 (3) 金融変動対策特別資金貸付金 (4) 地域金融環境安定化特別対策資金貸付金 (5) 有珠山噴火災害中小企業返済対策特別資金貸付金 (6) 公衆浴場経営安定資金貸付金 2 損失補償 1,224,957,759円

社団法人北海道ウタリ協会	平成13年9月19日	1 補助金 (1) ウタリ福祉対策振興事業 (2) 文化財保存整備事業 (3) ウタリ雇用促進事業 2 貸付金 ウタリ福祉振興資金貸付金 3 公の施設の管理委託 北海道立ウタリ総合センター管理運営業務	62,181,300円 45,153,000円 12,965,076円
医療法人孝仁会	平成13年9月19日	補助金 (1) 社会福祉施設整備事業 (2) 院内保育所運営事業	18,207,000円
財団法人北海道住宅管理公社	平成13年9月19日及び20日	1 出資 公の施設の管理委託 2 北海道営住宅管理業務	10,000,000円 964,901,000円
財団法人北海道女性協会	平成13年9月20日	1 補助金 北海道女性協会運営事業 2 出資 3 公の施設の管理委託 北海道立女性プラザ管理運営業務	10,491,000円 1,000,000円 35,315,987円
北海道厚生農業協同組合連合会	平成13年10月2日及び3日	補助金 (1) 医療施設近代化施設整備事業 (2) 地域医療サポートセンター整備事業 (3) へき地中核病院設備整備事業 (4) へき地中核病院運営事業 (5) 災害拠点病院整備事業 (6) 公的病院等運営事業 (7) 救命救急センター事業 (8) 院内保育所運営事業 (9) 看護婦等養成事業	523,427,000円
学校法人希望学園	平成13年10月3日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 私立中学校管理運営事業	601,057,000円
学校法人坂本学園	平成13年10月4日	補助金	45,200,000円
私立幼稚園管理運営事業			
学校法人野幌キリ又ト学園	平成13年10月5日	補助金 (1) 私立幼稚園管理運営事業 (2) 私立学校特殊教育対策事業	29,493,500円
ホクレン農業協同組合連合会	平成13年10月9日	補助金 (1) 農業生産総合対策事業 (2) 主要畑作物原種ほ等設置事業 (3) 農業生産体制強化総合推進対策事業 (4) 畜産振興総合対策事業 (5) 口蹄疫緊急対策事業 (6) 中古農業機械広域流通システムづくり事業	698,199,380円
社団法人北方領土復帰期成同盟	平成13年10月10日	補助金 北方領土復帰期成同盟事業	103,257,239円
財団法人北海道体育文化協会	平成13年10月11日	1 出資 2 公の施設の管理委託 (1) 北海道立真駒内公園管理運営業務 (2) 北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場管理運営業務 (3) 北海道立産業共進会場管理運営業務 (4) 北海道立野幌総合運動公園管理運営業務 (5) 北海道立宗谷ふれあい公園管理運営業務	2,000,000円 1,073,709,304円
社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会	平成13年10月12日	1 補助金 北海道民間社会福祉事業職員共済会運営事業 2 出資	5,520,396円 50,000,000円
社団法人苫小牧市医師会	平成13年10月15日	補助金 (1) 看護婦等養成事業 (2) 看護婦等養成所設備整備事業	24,992,000円
財団法人函館地域産業振興財団	平成13年10月16日	1 補助金 (1) 財団法人テクノポリス又函館技術振興協会高度技術普及事業 (2) 関連機関支援強化事業	64,805,276円

社会福祉法人讃生会	平成13年10月16日	補助金 (1) 社会福祉施設整備事業 (2) 軽費老人ホーム運営事業	206,769,368円
学校法人室蘭大谷学園	平成13年10月17日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校管理運営事業（過疎区域） (3) 私立高等学校授業料軽減事業	233,001,550円
株式会社コーノ	平成13年10月17日	補助金 創造的中小企業技術開発事業	17,366,000円
北海道住宅供給公社	平成13年10月18日及び19日	1 補助金 (1) 低コストモデル住宅展示事業 (2) 特定優良賃貸住宅等供給促進事業 2 負担金 地方職員共済組合団体共済部負担金 3 貸付金 (1) 北海道住宅供給公社貸付金 28,126,640,000円 (2) 北海道民営賃貸住宅建設資金貸付金 (3) ほっかいどうマイホーム建設促進事業資金貸付金 4 出資 24,000,000円	4,985,000円 10,571,924円 28,126,640,000円
社会福祉法人よふき会	平成13年10月23日	1 補助金 (1) 社会福祉施設整備事業 (2) 知的障害者地域援助センター活動事業 (3) 社会福祉施設産休等代替職員設置事業 (4) 結核予防事業 2 利子補給 1,072,496円 民間社会福祉施設整備資金利子補給事業	25,409,368円 1,072,496円

財団法人北海道学校保健会	平成13年11月5日	1 補助金 学校保健推進事業 2 出資	4,600,000円 100,000,000円
社団法人北海道私学振興基金協会	平成13年11月6日	1 補助金 私立高等学校入学資金貸付事業（事務費） 2 貸付金 (1) 北海道私学振興基金協会貸付金 (2) 私立高等学校経営安定資金貸付金	588,000円 5,756,180,000円
社団法人北海道里親会連合会	平成13年11月6日	補助金 北海道里親会連合会運営事業	11,554,000円
社団法人北海道米麦改良協会	平成13年11月7日	補助金 (1) 農業生産総合対策事業 (2) 水田営農体質強化特別対策事業	26,250,000円
北海道中小企業団体中央会	平成13年11月7日	1 補助金 (1) 北海道中小企業団体中央会指導事業 (2) 中小企業者育成対策事業 (3) 新事業支援センター事業 2 貸付金 5,168,000,000円 中小企業振興資金貸付金	407,488,844円 5,168,000,000円
北海道指導漁業協同組合連合会	平成13年11月8日	補助金 (1) 漁業協同組合経営指導事業 (2) 漁獲可能量管理体制緊急整備事業 (3) 北海道複合的資源管理型漁業促進対策事業 (4) 海外漁場入出域等通報管理事業 (5) 漁業協同組合経営強化総合対策事業	49,971,000円
学校法人北海道左藤栄学園	平成13年11月13日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 結核予防事業	138,856,656円
学校法人優美学園	平成13年11月14日	補助金 (1) 私立幼稚園管理運営事業 (2) 私立学校特殊教育対策事業	17,000,500円

学校法人北海道立 正学園	平成13年11月16日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業	492,027,000円
財団法人アノ又無 形文化伝承保存会	平成13年12月3日	補助金 文化財保存整備事業	10,584,000円
北広島熱供給株式 会社	平成13年12月3日	出資	585,000,000円
財団法人札幌勤労 者職業福祉センタ ー	平成13年12月4日	出資	5,000,000円
財団法人北海道生 活衛生営業指導セ ンター	平成13年12月5日	1 補助金 環境衛生営業指導事業 2 出資	34,685,520円 7,000,000円
学校法人札幌日本 大学学園	平成13年12月5日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 結核予防事業	311,164,616円
北海道青少年団体 連絡協議会	平成13年12月11日	補助金 (1) 北海道青少年団体連絡調整事業 (2) 青少年社会参加促進事業	27,480,000円
学校法人三浦学園	平成13年12月12日	補助金 私立幼稚園管理運営事業	47,280,000円
社団法人遠紋地域 人材開発センター 運営協会	平成13年12月13日	補助金 (1) 地域人材開発センター運営事業 (2) 事業内職業訓練事業	12,090,582円
社団法人北海道商 工会議所連合会	平成13年12月17日	補助金 商工会議所指導事業	41,961,733円
学校法人鶴岡学園	平成13年12月18日	補助金 (1) 私立高等学校管理運営事業 (2) 私立高等学校授業料軽減事業 (3) 私立幼稚園管理運営事業 (4) 私立大学等設備整備事業 (5) 結核予防事業	245,757,160円

社団法人北海道商 工協会	平成13年12月19日	補助金 看護職員研修事業	22,163,000円
-----------------	-------------	-----------------	-------------

訓 令 北 道 第 〇 〇 号

北海道地方労働委員会訓令第1号

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成14年3月29日

北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令
北海道地方労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第1号）
の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「口 訓 会長が事務局の職員に対し、個別的に命令するもの」の次に
「八 連 特定の団体又は個人に対し、許可、認可等を取り消し、又は一方的に作為若しく
は不作為を命令するために発するもの」を加える。

別表第1の事務局長専決事項中
「7 その他通知、照会、回答（軽易なものを除く。）に関すること。」を
「7 公文書開示決定等に係る異議申立てに関すること。
8 その他通知、照会、回答（軽易なものを除く。）に関すること。」に改める。

別表第2の表中 「訓 訓」を 「訓 訓」に改め、欄外に

「注 令達文書のうち、連には、その記号のほか一般文書の記号を付するものとする。」を
加える。
別記第3号様式欄外注の事項中「令達文書」の次に「（連を除く。）」を加える。
附 則
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。